

滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金 募集要領

観光事業者

申請受付期間

令和3年9月1日(水) ~ 令和3年9月30日(木)

※郵送の場合、令和3年9月30日(木)当日消印有効です。

※先着順ではありません。

申請書類の提出方法

◇ 受付方法は、ウェブサイトからの電子申請または郵送(簡易書留郵便)です。◇

① ウェブサイトからの電子申請の場合

(URL) <https://www.shiga-kankoushien.jp/>

■9月30日(木)23時59分までに送信を完了してください。



② 郵送の場合

■申請書類を簡易書留郵便で郵送ください。9月30日(木)当日消印有効です。

(宛先) 〒520-0051 滋賀県大津市梅林2丁目1-28 アクティ大津 305号室
滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金事務局

※裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

※ 受付期間を過ぎて提出された場合は受理できませんので、時間に余裕をもって申請してください。

※ 交付決定後の補助金の増額申請はできません。

※ 同一の事業内容で、国や県、市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けている場合、または、受けることが決定している場合には、この補助金に応募することはできません。

補助対象者 詳細は、P2以降の内容をご確認ください。

・観光事業者 ・(公社)びわこビジターズビューローまたは市町観光協会等(※別記1)のいずれかに所属している者

かつ

・滋賀県内に事務所または事業所(観光施設等)を有し、観光事業に営む者
(1事業者につき1回限り、申請が可能。)

補助対象事業

・前向きな取組に関する事業:新たな需要に対応するために導入する設備や物品など

・感染症対策等に関する事業:感染防止のために導入する設備や物品など

※複数の事業を合算して申請いただけます。

補助対象期間および補助率、補助額 詳細は、P2以降の内容をご確認ください。

補助対象期間	補助率	補助上限
令和3年4月1日(木)~令和4年1月17日(月)	3/4以内	300万円

※補助対象経費の合計が20万円以上で対象となります。

【お問合せ・申請書の提出先】

〒520-0051 滋賀県大津市梅林2丁目1-28 アクティ大津 305号室

滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金事務局

コールセンター:077-536-5066(開設時間:土・日曜日および祝日を除く9時から17時まで)

※事業実施主体 公益社団法人びわこビジターズビューロー

1 滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により多大な影響を受けた観光関連事業者の支援を目的として、観光事業者（観光施設、物産販売、交通事業者等）が実施する「新たな観光需要に対応する前向きな取組に関する事業」や「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関する取組」に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

(2) 補助対象者等

(ア) 補助対象者

- ・ **観光事業者**…①（公社）びわこビジターズビューローまたは市町観光協会等（※別記1）のいずれかに所属している者
- ②滋賀県内に事務所または事業所（観光施設等）を有している者
- ③下記の（1）または（2）のいずれかに該当する者

- （1）中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者または大企業で、県内に事務所または事業所（観光施設等）を有し、既に観光事業を営んでいる者
- （2）公益社団法人、特定非営利活動法人、宗教法人、農事組合法人、社会福祉法人等のうち県内に事務所または事業所（観光施設等）を有し、収益事業（課税対象事業）として、既に観光事業を営んでいる者
ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
暴力団、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、事業を営まない法人格のある自治会等

※1事業者につき1回限り、申請が可能です。

※観光事業に取り組んでいることが必要となります。（観光客の受け入れ等を行っていること。）

(イ) 補助対象にならない場合

- （1）国、滋賀県および市町（共済組合を含む）が所有、管理または運営する施設（指定管理は除く。）
- （2）次のいずれかに該当する者（暴力団等）
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
- （4）営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- （5）（公社）びわこビジターズビューローが補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

(3) 補助対象期間

- ・令和**3**年**4**月**1**日（木）から令和4年1月17日（月）までに実施する事業
（令和3年4月1日（木）以降に着手（発注）した事業で、令和4年1月17日（月）までに完了した事業（支出済みが対象となります。））

※観光客向けの事業を開始した日以降の経費のみが対象となります。

※補助対象期間中に着手（発注）したことが確認できる書類等の写しの提出をお願いします。

※既に着手・支払いが完了している場合は、発注日が分かる書類（発注書や見積書等）および領収書等の写しを提出してください。

(4) 補助対象事業・補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
(1) 前向きな取組に関する事業	<p>コロナ禍における前向きな取組や投資等、コロナ後を見据えた新たな需要等に対応するために必要な経費 （例）新たなコンテンツの導入、非接触決済システムの導入等</p> <p>対象事業内容は 別紙1 を参照ください。</p>
(2) 感染防止対策に関する事業	<p>業種別感染拡大予防ガイドライン等に対応するために必要となる、施設等の消毒や衛生対策に要する消耗品や備品の購入等に必要な経費 （例）マスク、消毒液、アクリル板等の購入経費</p> <p>対象事業内容は 別紙2 を参照ください。</p>

補助対象経費のうち、1つの取得価格または効用の増加価値が50万円以上（消費税を除く）のものについては、実績報告の際、導入した実際の写真等を提出いただきますのでご準備ください。

※上記の(1)～(2)の組み合わせも可。

※複数の事業を合算して申請いただけます。

※同一の事業内容で、国や県、市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けている場合、または、受けることが決定している場合には、この補助金に応募することはできません。

※交付決定後の補助金の増額申請はできません。

※補助対象経費は、全て消費税および地方消費税を除いた額で算出してください。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとしてください。

【補助対象とならない経費の例】

- ・汎用性があり目的外で使用可能なもの（車両、バイク、パソコン、スマートフォン、タブレット等の購入）
- ・既存設備の修繕費用
- ・不動産の購入・取得費
- ・土地の購入・取得費
- ・経常的な経費（人件費および旅費、事務所等に係る家賃、租税公課、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費、通信費、名刺、文房具、その他事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費等）等

※補助対象外経費の詳細については、別紙3を参照ください。

(5) 補助率および補助上限額

補助対象期間	補助率	補助上限
令和3年4月1日（木）～令和4年1月17日（月）	3／4以内	300万円

※補助対象経費の**合計が20万円以上の申請**が対象です。

※令和3年4月1日以降に着手（発注）した事業も対象となりますが、本事業の予算の上限を超過した場合は、補助金交付額は申請額から減額する可能性がありますのでご注意ください。

(6) 申請手続き等

- ① 申請期間 令和3年9月1日（水）から令和3年9月30日（木）まで
- ② 問合せ・申請書提出先 滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金事務局
- ③ 申請方法
 1. ウェブサイトによる電子申請 (<https://www.shiga-kankoushien.jp/>)
または
 2. 郵送（簡易書留郵便）
- ④ 提出書類（郵送の場合） ※ウェブサイトの場合は、下記の書類に準じて電子により申請してください。以下の1）～8）のすべての書類を提出していただきます。（書類は原則としてA4版）
 - 1) 滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - 2) 事業計画書（別紙1-1）、（別紙1-2）
 - 3) 誓約書（別紙2）
 - 4) 補助対象経費の経費明細が確認できる書類の写し（見積書（見積書がない場合は、価格の分かるホームページやカタログの写しでも可））
※既に着手・支払いが完了している場合は、発注日が分かる書類（発注書や見積書等）および領収書等の写しを提出してください。
 - 5) 営業活動を証する書類の写し（定款または登記簿謄本（個人事業主の場合は、確定申告書（開業後間もない場合は開業届＋売上帳簿 等））
 - 6) 観光事業の概要がわかる書類（例：パンフレット、ホームページの写し等）
 - 7) 公益社団法人、特定非営利活動法人、宗教法人、農事組合法人、社会福祉法人等においては、収益事業を行っていることがわかる書類の写し（決算書等）
 - 8) 振込口座情報が分かる書類（通帳またはキャッシュカード、インターネットバンキング等の写し（銀行名、支店名、口座名義、口座番号がわかるもの。））

⑤ 交付決定

- ・審査は提出書類をもって行います。
なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。
- ・令和3年4月1日以降に着手（発注）した事業も対象となりますが、交付決定より前に事前着手する場合は、補助金交付額が申請額より減額される可能性もあるため、十分に御留意ください。
- ・交付決定までの標準処理期間は、交付申請書の受付後45日となります。

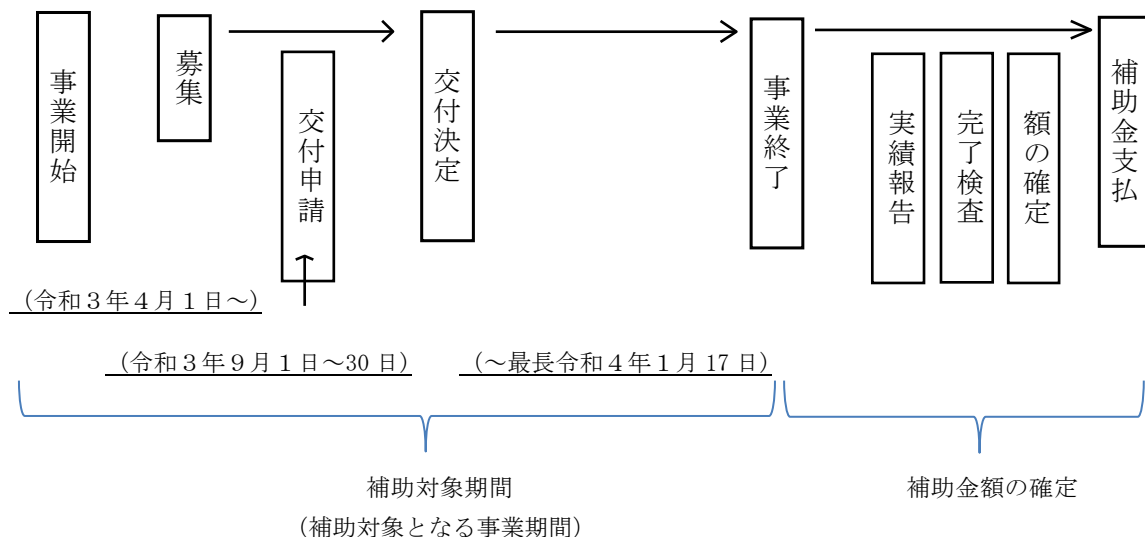
⑥ 公表

交付決定がなされた段階で、企業名、事業名、事業概要、補助金額等を公表することがあります。

(7) 補助対象期間

補助対象期間は、令和3年4月1日（木）から令和4年1月17日（月）までとなります。その間に事業を開始し、事業者が自ら支払いまでを終了した分のみが対象です。

○スケジュール（予定）



(8) 補助事業者の義務（交付決定後）

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- ① 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。
- ② 実績報告書を提出する必要があります。なお、補助事業の完了検査のため、実地検査に入ることがあります。
- ③ 経理等の証拠書類は整理し、補助事業終了後5年間保存する必要があります。
- ④ 補助事業の取組状況や成果について、（公社）びわこビジターズビューロー等が主催する会議等において発表報告していただくことがあります。また、（公社）びわこビジターズビューロー等のホームページや広報誌等で公表する場合があります。
- ⑤ 滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金交付要綱（令和3年8月施行）および準用する滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

(9) 実績報告

事業完了後30日以内、または令和4年1月17日（月）のいずれか早い日までに**実績報告書（様式第5号）**および下記の書類を提出していただきます。

【添付書類】

- 1) 事業実施報告書（別紙3-1）、（別紙3-2）
- 2) 領収書の写し（領収書がない場合は振込や送金分かる書類の写しでも可）
※領収書に補助対象経費以外の支払いが含まれている場合は、補助対象経費がわかるよう記述して提出してください。
- 3) 購入・導入した補助対象経費の写真
※補助対象経費のうち、1つの取得価格または効用の増加価値が50万円以上（消費税を除く）のものについては、導入した実際の写真を提出してください。

(10) 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、補助事業終了後の**精算払い**となります。

(11) その他

- ① 補助金の交付事務において、疑義が生じた場合には追加で資料の提出を求める場合があります。
- ② 記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

別記1

[市町観光協会等一覧]

- ・（公社）びわ湖大津観光協会
- ・（一社）草津市観光物産協会
- ・（一社）栗東市観光協会
- ・守山市観光物産協会
- ・野洲市観光物産協会
- ・（一社）湖南市観光協会
- ・（一社）甲賀市観光まちづくり協会
- ・信楽町観光協会
- ・（一社）近江八幡観光物産協会
- ・（一社）東近江市観光協会
- ・日野観光協会
- ・竜王町観光協会
- ・（公社）彦根観光協会
- ・（一社）愛荘町観光協会
- ・豊郷町観光協会
- ・甲良町観光協会
- ・（一社）多賀観光協会
- ・（公社）長浜観光協会
- ・（一社）びわ湖の素 DMO
- ・（公社）びわ湖高島観光協会
- ・（一社）近江ツーリズムボード

補助対象事業（前向きな取組に関する事業）について

【前向きな取組に関する事業】

前向きな取組に関する事業とは、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、新たな観光需要に対応する等、観光施設等の魅力向上につながる事業

【対象事業内容】

本事業において、補助対象となる事業は次に掲げる事業である。

- (ア) 新たな観光需要創出の為の取組
- (イ) 受入環境整備の為の取組
- (ウ) ワークーション対応、推進の為の取組
- (エ) デジタル化の促進の為の取組
- (オ) 多言語対応の為の取組
- (カ) その他（公社）びわこビジターズビューローが特に必要と認める取組

(ア) 新たな観光需要創出の為の取組

(例)

- ・体験型、朝方・夜型観光へのシフトに向けた商品造成
- ・新しい販路開拓の為の調査事業、コンサルティング
- ・体験型プログラムとの連携した予約システム導入
- ・レンタサイクルや新モビリティの導入
- ・EV スタンドの導入
- ・キッチンカー、テイクアウト・デリバリーへの対応
- ・新たなメニュー、お土産等の開発 など

(イ) 受入環境整備の為の取組

(例)

- ・少人数旅行対応の為の部屋の改修
- ・バリアフリー対応の為の施設等の改修
- ・ユニバーサルツーリズム促進の為の施設等の改修 など

(ウ) ワークーション対応、推進の為の取組

(例)

- ・ワークーション設備を整える為の椅子や机等の購入
- ・速度性やセキュリティ向上の為のWi-Fi 設備の改修
- ・ワークーション商品造成 など

(エ) デジタル化の促進の為の取組

(例)

- ・受付、チェックインシステム等の自動化にかかる費用
- ・予約システムの開発、導入
- ・EC サイトの新規導入 など

(オ) 多言語対応の為の取組

(例)

- ・多言語対応の案内ロボット導入
- ・多言語対応の為の社員への英語研修
- ・ホームページ等の多言語対応 など

(カ) その他（公社）びわこビジターズビューローが特に必要と認める取組

補助対象事業（感染防止対策に関する事業）について

【対象事業内容】

感染防止対策の取組において、補助対象となる経費は、次に掲げる経費である。
なお、対象経費は、設置工事費、施工費および送料を含むものとする。

- (ア) 消毒・清掃費用
- (イ) マスク費用
- (ウ) 飛沫対策費用
- (エ) 換気費用
- (オ) 非接触型対応費用
- (カ) その他の衛生管理費用
- (キ) PR費用
- (ク) 車両、待合室等の抗ウイルス、抗菌処理費用
- (ケ) その他（公社）びわこビジターズビューローが特に必要と認める経費

(ア) 消毒・清掃費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等） ・消毒液・アルコール液 ・除菌玄関マット ・除菌ボックス ・除菌シート ・うがい薬 ・うがい器 ・次亜塩素酸水（および生成給水機） ・ディスペンサー ・ハンドソープ、ハンドジェル、石けん ・使い捨て手袋 ・ゴミ袋 ・洗浄剤、漂白剤 ・その他消毒、清掃設備 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒、清掃作業の外注

(イ) マスク費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・マスク ・ゴーグル ・フェイスシールド ・ヘアネット ・防護服 ・防護キット ・衛生エプロン 	—	—

(ウ) 飛沫対策費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・商品防護ケース ・商品防護資材 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板、透明ビニールシート・カーテン ・防護スクリーン ・固定席の間引き、客席間仕切り板 	—

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアマーカ― ・デリバリー専用カウンター 	

(エ) 換気費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備（換気扇、空気清浄機、サーキュレーター、工業用扇風機、家庭用扇風機） ・網戸の新設 ・車両等用の換気機能向上備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・網戸の張替 ・待合室、待機場所、更衣室、チケット売場、食堂等の換気機能追加、向上 ・車両等の換気機能追加、向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・待合室、待機場所、更衣室、チケット売場、車両等の換気扇等のクリーニング外注

(オ) 非接触型対応費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス機器 ・セルフレジ ・タッチレスフック ・キーレスシステム ・インターホン ・コイントレー ・テイクアウト・デリバリー用物品（容器、箸、おしぼり、コップ、紙トンガ、保温バッグ、クーラーボックス等） ・出前機 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア ・非接触型自動水栓（蛇口） ・タッチレススイッチ 	—

(カ) その他の衛生管理費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ用ペーパータオル、使い捨てアメニティ用品 ・体温 ・サーモカメラ ・携帯型アルコール検知器 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォームのクリーニング外注 ・従業員指導等のための専門家活用の費用 ・PCR検査、抗原検査費用

(キ) PR費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター ・チラシ、のぼり ・ステッカー ・POP 	—	—

(ク) 車両、待合室等の抗ウイルス、抗菌処理費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・抗ウイルス、抗菌コーティング剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗ウイルス、抗菌対策の改修、修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒作業等の外注（抗ウイルス剤等のコーティング作業等）

(ケ) その他（公社）びわこビジターズビューローが特に必要と認める経費

＜補助対象外経費について＞

以下の経費は、補助対象となりません。

- ア 原則、汎用性があり目的外で使用可能なもの（車両、バイク、パソコン、スマートフォン、タブレットの購入等）
ただし、新たな需要創出の為の取組等において不可分なものは対象となる場合がある。※例えばお客様の注文自動化やセルフオーダー対応や、自動チェックインシステムの為のタブレット端末導入等
- イ 既存設備の修繕費用
※修繕・改修については、元々の機能への原状復帰は不可とし、機能向上や用途拡大等については可となる場合がある
- ウ 原則、不動産の購入・取得費。ただし、新たな需要創出の為の取組等において不可分なものは対象となる場合がある。
- エ 土地の購入・取得費
- オ 経常的な経費（人件費および旅費、事務所等に係る家賃、租税公課、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費、通信費、名刺、文房具、その他事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費等）
- カ 必要な経理書類を用意できないもの
- キ 自社内部の取引によるもの
- ク オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
- ケ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- コ 金融機関などへの振込手数料（代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等）
- サ 免許・特許等の取得・登録費、各種保証・保険料
- シ 借入金などの支払利息および遅延損害金
- ス 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- セ 補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ソ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- タ 各種キャンセルに係る取引手数料等
- チ 広告出稿に係る経費
ただし、本事業に係る広告出稿は可となる場合がある。
- ツ その他（公社）びわこビジターズビューローが不適切と認める経費

郵送で送付される場合は下記の宛名を切り
取り封筒に貼り付けてください。

〒520-0051
滋賀県大津市梅林2丁目1-28 アクティ大津 305号室
滋賀県観光施設等魅力向上・
感染防止支援事業補助金事務局 宛